

第4章

計画の総合的推進

1. 行動計画の策定
2. 推進体制
3. 進行管理

1. 行動計画の策定

本計画を着実に推進するための実施計画として、環境保全行動計画を策定します。環境保全行動計画には、本市の環境像、環境目標、行動方針を実現するための行政施策・事業の具体的内容や担当課、実施時期を示すとともに、市民や事業者に取り組んでほしい行動を列挙します。また、特に推進すべき取り組みを重点プロジェクトとして抽出し、その実施プログラムを掲げます。

2. 推進体制

(1) 推進組織

本計画を着実に推進していくためには、市の施策が本計画に基づいて実施されるように調整するための庁内組織とともに、市民や事業者、環境活動団体との協働の体制も必要です。また、計画の実施状況を公正な立場から評価する外部評価体制も必要です。そこで、本計画の推進体制に次の体制を位置付けます（図 22）。

1) 庁内組織

＜直方市環境推進委員会＞（直方市環境推進委員会設置要綱に基づく組織）

直方市環境推進委員会は、庁内関係各課で構成し、環境基本計画及びそれを実施するための行動計画（＝環境保全行動計画）の策定、進行管理等を行うための組織です。環境基本計画策定時にその内容を協議・調整するとともに、行動計画を策定し、その進捗状況を年次報告書としてとりまとめます。また、外部評価の結果を受けた見直しについて、検討・調整を行います。

2) 協働の体制

＜市民、事業者とのパートナーシップ＞

本市内では、個人から団体まで、様々な環境活動が行われています。こうした地域の環境活動への参加の促進や環境情報の共有化などを通じて、市民・事業者・行政の協働体制を強化し、効果的かつ効率的に取り組みを進めていきます。

3) 外部評価体制

＜直方市環境審議会＞（直方市環境審議会設置条例に基づく組織）

直方市環境審議会は、学識者、市議会議員、関係行政機関、団体代表、市民で構成し、環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するための組織です。環境基本計画策定時にその内容を審議するとともに、計画策定後に実施された取り組みの実施状況について、年次報告書をもとに総合的に評価し、改善点を提言する役割を担います。

(2) 広域的な協力体制

市の施策の推進にあたり、近隣市町との協議が必要とされた場合には、連絡・調整を図り、連携した取り組みを進め、さらに広域的な配慮が必要な場合は、国や福岡県と連携して取り組みを進めていきます。

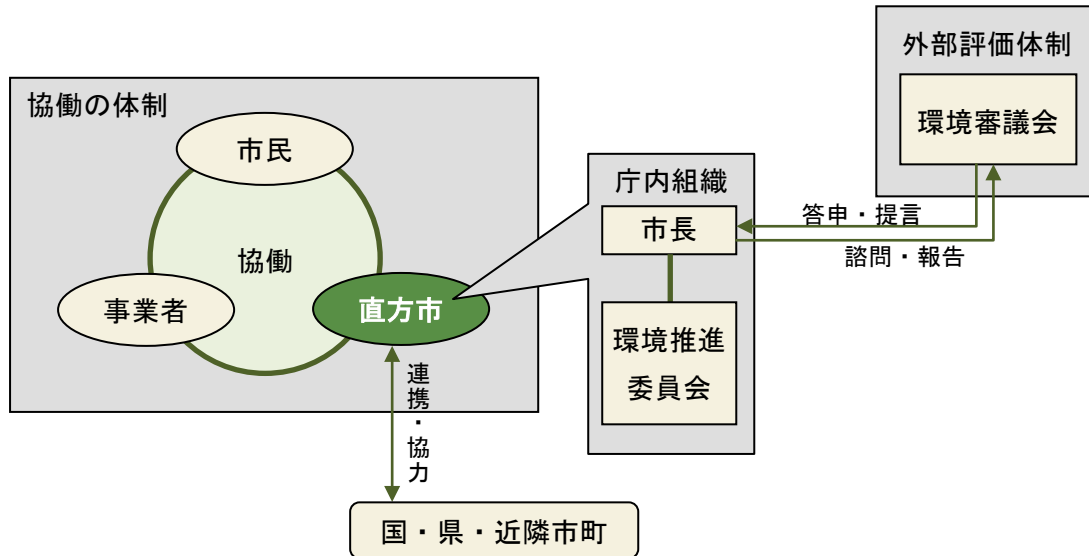


図 22 計画の推進体制

3. 進行管理

(1) 計画の進捗状況の点検方法

本計画の実施計画である環境保全行動計画の点検・評価することで、本計画の進捗状況を把握します。

施策の推進及び進行管理は、次の①～⑤の手順を繰り返し、効率的かつ効果的に進めていきます（図 23）。

- ①環境保全行動計画に掲げられた施策を市が自ら実施、あるいは市民、事業者、環境活動団体との協働による取り組みを推進し、環境像及び5つの環境目標の達成を目指します。
- ②毎年、関係部局への照会を行い、施策の実施状況や計画指標の達成状況を取りまとめた年次報告書を作成します。
- ③年次報告書を環境審議会に報告し、提言を受けます。
- ④年次報告書に対する環境審議会からの提言を踏まえ、環境推進委員会で協議・調整を行い、施策の検討・見直しを行います。
- ⑤施策の検討、見直し結果をもとに、可能な範囲で次年度以降の施策の推進方策や予算案に反映させるとともに、新たに生じた課題への対応を検討します。

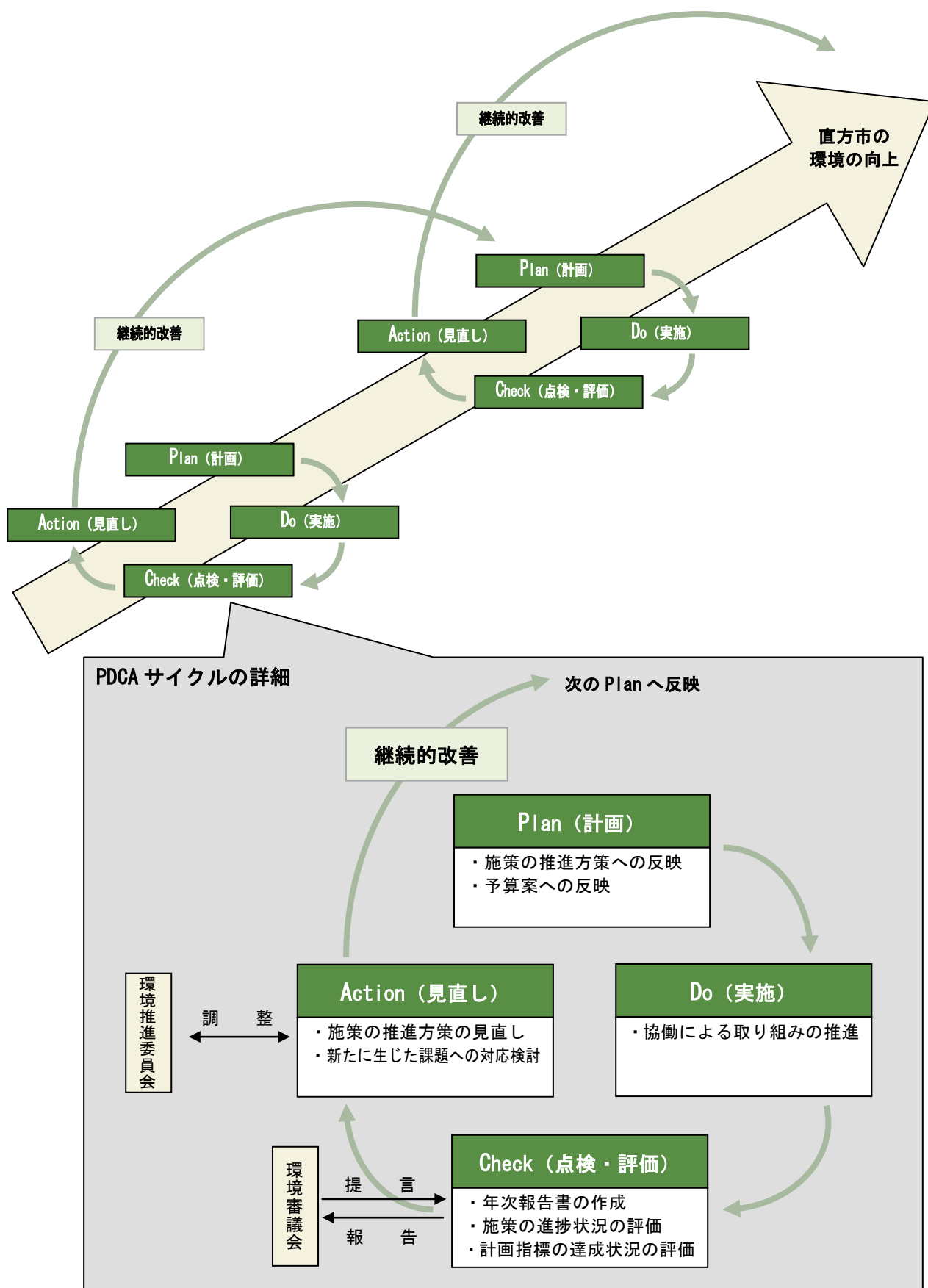


図 23 計画の進行管理

（２）計画の周知方法

本計画に掲げる環境像及び 5 つの環境目標を実現するためには、本市で生活・活動する人々が本計画を理解し、環境活動を実践する必要があります。そこで、計画書を市内の主要公共施設に配架するとともに、市報のおがたや市公式ホームページへの掲載、各種イベントや出前講座などを通じた説明など、さまざまな機会をとらえて、計画内容の周知を図ります。

